

○岡山市水道局配水管布設工事の施工技術の確保に関する規程

平成9年6月4日  
市水道局管理規程第12号

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法(昭和32年法律第177号)第5条に規定する配水施設のうち配水管に係る施設基準を確保することにより、水道水の安全を図ることを目的とし、施工技術の確保については、法令その他別に定めるものを除くほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程において配水管布設工事とは、新設、改良等のための配水管の布設、移設及び撤去の工事(口径400mm以上の布設工を除く。)及び弁栓類の設置工事並びに配水管の修繕工事をいう。

(施工技術の確保)

第3条 配水管布設工事を行う者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第3条に規定する水道施設工事業の許可を受け、かつ、岡山市水道局指定給水装置工事業業者規程(平成10年市水道局管理規程第2号)に規定する指定工事業業者の指定を受けた者でなければならない。

2 配水管布設工事を行う者は、配水管布設工事の施工に当たり、工事の現場ごとに、配水管の接合、切断、分岐、止水、穿孔等の技術力を有する者(以下「専門の技術力を有する者」という。)を専任で置かなければならない。ただし、水道事業管理者(以下「管理者」という。)が特に認める場合は、この限りでない。

3 第1項又は第2項の規定は、特殊な技術を必要とする工事その他管理者が特に必要と認める工事については、適用しないことができる。

(専門の技術力を有する者)

第4条 専門の技術力を有する者とは、次に掲げるすべての資格を1人で有する者をいう。

(1)公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿(耐震又は大口径管)に登録された者。  
ただし、口径400mm以上の接合工については、公益社団法人日本水道協会の配水管技能者名簿(大口径管)に登録された者

(2)配水用ポリエチレンパイプシステム協会の水道配水用ポリエチレン管・継手施工技術講習会を修了した者

(3)次のいずれかの資格を有する者

ア 公益財団法人給水工事技術振興財団(以下「給工財団」という。)にある給水装置工事配管技能者認定協議会から認定証を交付された者

イ 給工財団が実施した給水装置工事配管技能者講習会の課程を修了した者

ウ 給工財団が実施する給水装置工事配管技能検定に合格した者

2 専門の技術力を有する者は、配水管布設工事を行う者と3月以上継続して直接的かつ恒常的な雇用関係にある者に限る。

3 専門の技術力を有する者は、建設業法第26条に規定する主任技術者又は監理技術者と兼ねることができる。

(準用)

第5条 この規程は、導水管及び送水管の工事に準用する。

2 この規程は、工業用水道管の工事に準用する。

(委任)

第6条 この規程の施行に関し必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、平成10年7月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前に支出負担行為の決裁を受けた工事の施工については、なお従前の例による。

附 則(平成10年市水道局管理規程第13号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成14年市水道局管理規程第17号)

この規程は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年市水道局管理規程第21号)

この規程は、平成17年9月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前に支出負担行為の決裁を受けた工事の施工については、なお従前の例による。

第3条第4項の改正規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成20年市水道局管理規程第28号)

この規程は、平成21年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前に支出負担行為の決裁を受けた工事の施工については、なお従前の例による。

附 則(平成22年市水道局管理規程第1号)

この規程は、平成22年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、施行日前に支出負担行為の決裁を受けた工事の施工については、なお従前の例による。

附 則(平成22年市水道局管理規程第18号)

この規程は、平成23年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局配水管布設工事の施工技術の確保に関する規程の規定は、同日以後に公告又は通知する契約に係る工事について適用する。

附 則(平成24年市水道局管理規程第1号)

この規程は、平成24年4月1日から施行し、改正後の岡山市水道局配水管布設工事の施工技術の確保に関する規程は、同日以後に公告又は通知する契約に係る工事について適用する。ただし、第4条第1項の改正規定（同項第3号に係る部分に限る。）は、平成25年4月1日以後に公告又は通知する契約に係る工事について適用する。

附 則(平成25年市水道局管理規程第5号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。